

開示しない部分	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由
<p>26病経職第2013号「訴訟事件における訴訟代理人（弁護士）に対する着手金の支出について」</p> <p>①事件番号 ②振込先 ③印影部</p>	<p>①、④、⑤、⑧、⑪、⑫（個人名・金額・日付）、⑬（金額・個人名）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 ・個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。
<p>27病経職第3033号「訴訟事件における訴訟代理人（弁護士）に対する謝金の支出について」</p> <p>④事案名 ⑤事件番号 ⑥振込先 ⑦印影部</p>	<p>②、⑥、⑨、⑭について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都情報公開条例第7条第3号に該当 ・法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。
<p>29病経職第466号「弁護士費用の支出について」</p> <p>⑧事案名 ⑨振込先 ⑩印影部</p>	<p>③、⑦、⑩、⑯について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 ・偽造等による犯罪の予防のため。
<p>29病経職第1338号「弁護士費用の支出について」</p> <p>⑪事案名 ⑫事案の経過（個人名・金額・日付・経過） ⑬額について（金額・個人名・経過） ⑭振込先 ⑮その他（経過） ⑯印影部</p>	<p>⑫（経過）、⑬（経過）、⑮（経過）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都情報公開条例第7条第6号に該当 ・争訟に係る情報であって、当該争訟の結論が第三者への情報非開示を条件としたものであることから、公にすることにより、都の争訟に係る事務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。